

くらしと

Vol.107

令和3年度 大阪府内の消費生活相談の概要

- ☑ 相談件数 70,794件（前年度から7,880件減少）
（うち大阪市18,871件 前年度から1,986件減少）
- ☑ 30歳未満の若者の相談件数は、8,601件で前年度から1,020件減少しましたが、相談全体に占める割合は横ばい傾向
- ☑ 65歳以上の高齢者の相談件数は19,744件で相談全体の27.9%を占めました
- ☑ どの年代でも、商品・役務別の相談件数では「化粧品」や「健康食品」に関する相談が多く、「定期購入トラブル」(*)が原因です
- ☑ 新型コロナウイルス感染症関連の相談件数は2,844件で、前年度から4,562件減少
(*)定期購入トラブルとは・・・『お試し〇〇円』や『初回限定無料』など、通常より低価格で購入できると表示しながらも実際は複数回の購入が条件である定期購入だった」というようなトラブルのこと

利用した覚えのない請求が突然来たら？

フィッシング詐欺や架空請求にご注意！



相談事例

宅配業者からSMSで不在通知が届いた。SMSに記載されていたURLにアクセスし、携帯電話番号等の個人情報を入力した。その後、家に不在票が入っていなかったため、偽のSMSと気づいた。

アドバイス

- 身に覚えのない料金を請求するSMSは、不特定の電話番号に対して無作為に送信されている可能性があります。実在する事業者名を名乗る場合もあり、相手方に連絡を取ると、根拠のない請求をされたり、個人情報を相手に聞き出されたりする可能性があります。
身に覚えのないSMSは無視しましょう。
- 身に覚えのないSMS内からフィッシングサイトに誘導される可能性があります。**記載されているURLに安易にアクセスしないようにしましょう。**
- アクセスしてしまっても、**提供元不明のアプリのインストール、ID・パスワードなどの個人情報の入力をしないようにしましょう。**

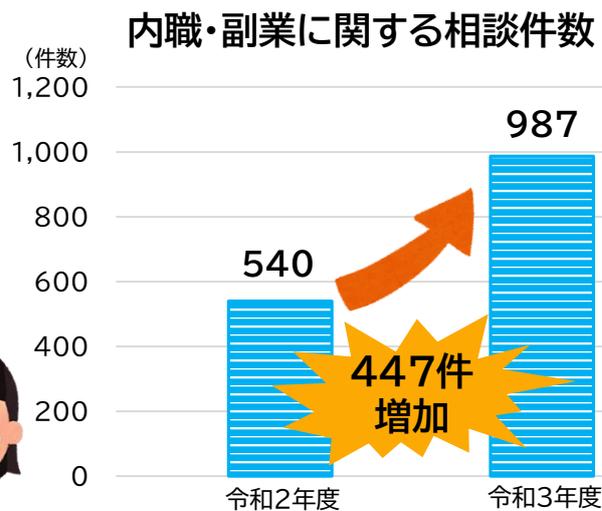


内職・副業等の「もうけ話トラブル」が増加中！

「内職・副業」に関する相談件数 **987件**（うち大阪市320件）

相談事例

数日前、SNSの友人からSNSでお金を儲ける方法があるとSNSのグループに誘われた。7万円払えば、グループに入って、リーダーからお金を儲ける方法を教えてもらえるし、自分が勧誘してきた人がグループに加入すれば6,000円がもらえると言われた。最初はSNSで勧誘されていたが、あとからSNSの無料通話機能で1時間勧誘された。断り切れずに承諾し、キャッシュカードのデビット機能で支払った。契約後、業者から届いたメールに8日間返金保証とあったので返金を申し出た。決済のキャンセル処理を受け付けたとメールは届いたが、今後どうしたらよいか。



アドバイス

●簡単に儲かるようなうまい話はありません！

- ・「簡単に儲かる」などのインターネット上の情報や広告を鵜呑みにしないようにしましょう。
- ・友人・知人からの誘いでも安易に信じないようにしましょう。

●お金を要求されたら要注意！

- ・お金を支払ったとたん相手方と連絡が取れなくなることもあり、被害の回復が困難になります。
- ・借金をしてまで契約すべきものかよく考えましょう。クレジットカード決済や消費者金融での借金を勧められた場合は、「契約しない」とはっきり断りましょう。

●トラブルに備え、記録を残しておきましょう！

- ・契約前に契約条件、契約内容をしっかり確認しましょう。
- ・トラブルに備えて、SNS等での相手とのやりとりは消さずに、スクリーンショットを取るなどして、記録を残しておきましょう。

不安になったとき、
トラブルになったときは、
お住まいの市町村の
消費生活センターに
ご相談ください。



○首長メッセージ

私たちは府民の皆様の安全・安心な消費生活の実現を図るため、将来にわたって、消費者行政に全力で取り組みます。
大阪府知事、大阪市長、堺市長、岸和田市長、豊中市長、池田市長、吹田市長、泉大津市長、高槻市長、貝塚市長、守口市長、枚方市長、茨木市長、八尾市長、泉佐野市長、富田林市長、寝屋川市長、河内長野市長、松原市長、大東市長、和泉市長、箕面市長、柏原市長、羽曳野市長、門真市長、摂津市長、高石市長、藤井寺市長、東大阪市長、泉南市長、四條畷市長、交野市長、大阪狭山市長、阪南市長、島本町長、豊能町長、能勢町長、忠岡町長、熊取町長、田尻町長、岬町長、太子町長、河南町長、千早赤阪村長

シニア向け
消費生活情報
サイトはこちら→



大阪府HP

「笑いDE学ぶ
消費者トラブル
HS編」公開中！
詳しくはこちら→



大阪府HP

被害にあっても、あきらめないで
消費者ホットライン
☎188(いやや！)
※局番なし

大阪府消費生活センター ☎06-6616-0888
ホームページ：<https://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/>

大阪市消費者センター ☎06-6614-0999
ホームページ：<https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>

12 つくる責任
つかう責任

